

Title	研究発表會記事
Sub Title	Notes on the reports of Hogaku-Kenkyu-Kai
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.4 (1951. 4) ,p.63- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19510415-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19510415-0063</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 研究發表會記事

昭和二十六年法學研究發表會は、先ず中村菊男助教に依る「條約改正と法典論争」を以つて初會が開れ、引き續き行われた二月十六日の研究發表會に於いて須藤・石井兩助手の報告があつた。

昭和二十六年

第一回法學研究會(非公開)

一月十九日午後一時 於第一會議室、

「條約改正と法典論争」

中村 菊 男

第二回法學研究會(非公開)

二月十六日午後二時 於第二會議室、

「國際私法に於ける國籍と住所の問題」

(ラベル所説を中心として)

須藤 次郎

「ヘブライ民族に於ける國家觀の變遷について」

石 井 良 博

本年より法學研究發表會を毎月実施することとなり、先ず中村助教は法典論争を惹起せる政治史的背景としての條約改正問題を重視し、從來の此の問題に關する公式主義的見解に對する駁論を試みた。即ち此の問題提起は左の三點に論調の前提が置かれている。

一、近代日本の自由主義と國民主義(民權・國權)を如何なる角度より思考すべきか。

二、近代日本に對する公式的見解は、歴史的事實に適合している

研究發表會記事

か。

三、後進日本の近代化に於ける適應方法はどうか。

以上の三點より法典論争に關する從來の公式主義的通説(例、平野義太郎氏、星野通氏、田中實氏)が歴史的事實としての條約改正に關する動向(過少評價)を看過し、一該に「官僚法學のブルジョア自由派(その意味での自然法學説)のブルジョア法典編纂と封建主義を再建せんとする政治的反動主義との對立」(平野氏所説)として把握する誤謬を指摘し、法典編纂論争の問題は條約改正問題との關聯に於いて思考すべき旨を論じた。

次いで第二回の報告に於いて須藤助手は、前掲論題の「國際私法に於ける國籍と住所」の二つの問題は實質法上の二つの問題でなく屬人主義に基づいた思考として把握、一九四七年版、ラベルに依る所説を紹介しそれを中心として論及し、報告後島田・前原・津田・宮崎・峯村・各教授より種々の質疑がなされた。

石井助手に依る前掲論題報告は、序論に於いて(一)問題提起(二)方法的論的前提が明かにされ問題の所在の説明後、本論に入り「第一章ヤハヴィスト及びエロヒストに於ける國家の問題」「第二章豫言者ホセア及びイザヤに於ける國家の問題」「第三章申命記者及び豫言者エレミヤに於ける國家の問題」と詳論され前掲論題を論及された。報告後會員各位よりの質問があり午後五時過ぎ閉會した。

以上、本年に入り三名の研究成果の發表があり研究會として充實の過程を踏みつゝあるが、論題が特殊性を持つ場合、豫め報告内容及び問題所在の範圍が聽講者に明確にされれば、なお一層研究に資する所多しと考ふる次第である。

(多田記)